

令和5年 駒ヶ根市教育委員会 第12回定例会 次第

令和5年10月31日(火) 午後2時
駒ヶ根市役所 保健センター2階 大会議室

- 1 開 会
- 2 教育長報告 … P 1
- 3 事業報告及び事業計画 … P 3
・ 定例教育委員会 11月28日(火) 午後2時 本庁舎2階 大会議室
- 4 審議案件
議案第1号 駒ヶ根市文化財審議会委員の任命について … P 5
議案第2号 十二天の森整備活用検討委員の委嘱について … P 6
- 5 協議事項
なし
- 6 報告事項
(1) 行事共催等承認申請の専決処分について … P 7
- 7 その他
(1) 令和5年度上伊那社会教育関係者懇談会について … P 8
(2) 中学校の休日部活動地域移行の現在までの進行状況について … P 10
- 8 閉 会

「鳥わたる こきこきこきと 缶切れば」 秋元不死男

季語：鳥わたる

意味：鳥が渡っていく。缶詰切るコキコキコキという音に合わせて鳥がジグザグと飛んでいくよ。



♥ 鳥が渡る季節です。静かな夕暮れの中、窓辺で缶詰を缶切りで開けながら、飛び立っている鳥を見守っている作者の温かい眼差しが見えてくる気がします。今は、缶切りなど使わずとも、ワンプッシュで蓋が開く様式が主です。ゆっくりコキコキと切る風情を愉しむのも一興ですね。

◆先達の教え1 ドラッカーの教え

○基本となる二つの法則

- ・人は測る対象に意識を向ける。
- ・人の意識は、知覚を通して動機づけられて、はじめて行動として実現する。

○目標は、未来をつくるため方向づけの道具である。

○利益は、目的でも目標でもない。

○ドラッカーの著書の中に「売上目標」や「利益目標」という言葉はない。

これらの目標では、知覚センサーは起動せず、行動も起こらないからだ。売上や利益を目標にしても、どのような行動を増やせばそこに到達するのか、直接的には理解できない。結果として、行動がその人任せとなり、方向づけに失敗する。

○では、何を測ればよいのか？

【例】「おまあ指標」 ある飲食店の経営者の開発

お…「おいしかった」 ま…「また来るよ」 あ…「ありがとう」

※「また来るよ」と言って貰うために何をすればいいのか？

これは知覚的な指標であり、方向付けられているため、ホールスタッフだけでなく厨房や企画担当者も、どうすればよいのか考え、行動することができる。「測定する対象に意識を向ける」という法則に叶っている。

○自己管理意識

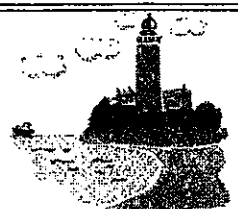
誰かに動機づけられるのではなく、「自分で自分を動機づける」ことが基本。

目標の自己設定だけでなく、自己成長を目的として自分で振り返ることが基本。

♥ なぜ、今回この「ドラッカーの教え」を掲げたか。校長として年度初めに学校経営方針を教職員に提示するときの参考になるのではないかとの判断からです。「結果として、行動がその人任せとなり、方向づけに失敗する」ようでは、困るからです。校長先生方の素晴らしい方針が「知覚を通して動機付け」られることで、実践へと結びついてほしいからです。参考までに

◆先達の教え2 坂村真民

幸せはどこからくるか
それは自分の心からくる
だからたとえ不幸に落ちても
心さえ転換すれば
灯台の灯りのように



自分ばかりでなく
周囲をも明るくしてくれる
そのことを知ろう

♥ 「自分の心」「心の転換」「自分ばかりでなく」 幸せの下は、自分の心にあるらしい。そのことを知ることだという。

「無私」ということばの意味は、自分のことを差し置いて、自分以外の人のことを考えることだ。幸せになるには、無私之心が関係しているかもしれない。

◆考えさせられたこと

『世界に一つだけの花』

横原敬之

花屋の店先に並んだ
いろいろな花を見ていた
ひとそれぞれ好みはあるけど
どれもみんなきれいだね
この中で誰が一番だなんて
争うこともしないで
バケツの中誇らしげに
しゃんと胸を張っている

それなのに僕ら人間は
どうしてこうも比べたがる？
一人一人違うのにその中で
一番になりたがる？

※ そうさ僕らは
世界に一つだけの花
一人一人違う種を持つ
その花を咲かせることだけに
一生懸命になればいい

困ったように笑いながら
ずっと迷ってる人がいる
頑張ってる花はどれも
きれいだから仕方ないね
やっと店から出てきた
その人が抱えていた
色とりどりの花束と
うれしそうな横顔

名前も知らなかったけれど
あの日僕に笑顔をくれた
誰も気付かないような横顔
咲いた花のように

※ 繰り返し

小さい花や大きな花
一つとして同じものはないから
No.1 にならなくてもいい
もともと特別な Only one



♥ ある本を読んでいて、改めて SMAP のこの曲の歌詞を「私」ではなく「相手」サイドに立って考えてみました。「争うこともしない」「誇らしげに」「しゃんと胸を張っている」「誰も気付かないような横顔」「もともと特別な Only one」聞けば当たり前のことなのですね。でも、それに気付かない私たちです。周りばかり気にしたり、順位ばかりが気になって…。生き方の本質に今こそ立ち返って見なければならぬのではないかと思った瞬間でした。子どもたちへの接し方を考え直す良い機会だと思います。

《ちよっと立ち止まって》「内から育つ」姿を求めて※最近の教育関係の様子、新聞、動画の子どもの様子、資料

朝出勤するときの子どもたちとの挨拶について、時々書いてきたが、最近気付いたことがある。傾向性として、子どもは独りの時、よく挨拶できる。2人だと時々忘れるようだ。3人以上はあまりいい反応はない。姉妹だと上の子が挨拶しないと下の子は黙ったままだ。

また、コロナ禍でマスクをしていたときは、恥ずかしさが減るのかよく挨拶できていた。素颜になるとよくよく互いの表情を見るようになる。にっこり微笑むと素敵な笑顔が観られる。内から出てくる挨拶は、表情と声色ですぐ分かる。

挨拶している私がそんなことを縷々思っているなんて、子どもたちには分かりっこないが、とにかくその瞬間を愉しませて貰っている今日この頃である。

	曜日	時刻	事業内容	摘要
2	月		臨時教育委員会[保健センター大会議室]	教育長、教育委員、次長、両課長
3	火	13:30	庁議[本庁大会議室]	教育長、次長
		13:30	園長会[]	子ども課
		14:00	市町村初任者研修[JICA]	教育長
		15:00	部課長会[本庁大会議室]	教育長、次長、両課長
4	水	18:30	福岡区市政懇談会[公道館]	次長
5	木	9:30	市内校長会[東伊那小]	教育長、次長、両課長
6	金	9:20	伊那養護学校どんぐりまつり[伊那養護]	教育長
7	土		赤穂南小運動会	
8	日			
9	月			
10	火	9:00	庁議[本庁大会議室]	教育長、次長
11	水	8:30	教育課程研修会[赤小・赤穂南小・中沢小]	教育長、教育長代理、教育委員
12	木	16:00	調べる学習コンクール審査会[文化センター]	教育長、社会教育課
13	金	14:00	伊南市町村教委総会[中川村]	教育長、教育長代理、教育委員、次長
		17:00	民児協[]	子ども課長
14	土	8:30	こまがね歴史フットパスジャンボリー[JICA駒ヶ根ほか]	社会教育課
			保育園運動会(美須津、経塚)	
15	日			
16	月	9:00	庁議[本庁大会議室]	教育長、社会教育課長
		9:15	定期監査(子ども課・社会教育課)[本庁第5会議室]	次長、両課
		15:30	不登校児童生徒支援委員会[南庁舎大会議室]	教育長、次長、子ども課
		17:30	伊南市町村議会研修会[アルバ]	教育長
17	火		交付税起債検査 ~18日	
18	水			
19	木	14:00	青少年補導委員会会長・同補導センター所長等研修会[]	社会教育課
20	金	10:00	伊那養護保護者懇談会[保健センター大会議室]	教育長、次長、子ども課
21	土	18:30	社年ソフトボール閉会式[市営グラウンド]	
22	日	8:30	東伊那区民運動会[東伊那小グラウンド]	社会教育課
		10:00	調べる学習コンクール表彰式[文化センター]	教育長、社会教育課
23	月	0:00	庁議[本庁大会議室]	教育長、次長
24	火			
25	水	18:00	赤穂総合学科新校準備会[赤高]	教育長
26	木		出先監査(子ども課・社会教育課所管分)	両課
		19:00	ナイターソフト閉会式[赤穂公民館]	
27	金	9:50	県都市教育委員会連絡会[松本市]	教育長、教育長代理、教育委員、子ども課長
		19:00	中割区・南割区市政懇談会[至生館]	次長
28	土	8:30	赤穂南小開校30周年記念式典[南小]	教育長
		13:00	小町屋区文化祭[小町屋公民館]	教育長
29	日			
30	月	15:00	十二天の森整備活用委員会[赤穂公民館]	教育長、次長、社会教育課
31	火	9:00	庁議[本庁大会議室]	教育長、次長、両課長
		11:30	部課長会[本庁大会議室]	教育長、次長
		14:00	定例教育委員会[保健センター大会議室]	教育長、教育委員、次長、両課長

	曜日	時刻	事業内容	摘要
1	水	9:30	市内校長会[赤穂小学校]	教育長、次長、両課長
			園長会[]	子ども課
2	木	18:00	伊那新校再編実施計画懇話会[伊那合庁]	教育長
3	金		東伊那文化祭 ~5日	
4	土		第3回すずらん文化祭・中沢区文化祭 ~5日	
5	日			
6	月	14:00	就園就学支援委員会[本庁大会議室]	教育長、次長、子ども課
7	火	13:00	上伊那市町村教委連絡会[伊那合庁]	教育長、職務代理
8	水	15:00	図書館協議会[文化センター]	教育長、次長、社会教育課
			特別教育支援コーディネーター連絡会[本庁第2会議室]	
9	木		出先監査(教委分)	両課
10	金	10:00	都市教育長会議[安曇野市]	教育長、子ども課長
11	土	13:30	駒展・ジュニア駒展オープンセレモニー[博物館] 11/11~26	教育長、次長、社会教育課
12	日			
13	月			
14	火	18:30	スポーツ少年団本部会議[南庁舎大会議室]	社会教育課
			県市町村教委代議員会[]	教育長代理
15	水	18:30	日本体育大学研究発表会[横浜市]	教育長、社会教育課
16	木			
17	金	13:30	上伊那地区社会教育関係者懇談会[伊那公民館]	教育長、教育委員、社会教育委員、両課
18	土			
19	日		青空すくすく広場(いい育児の日)[共楽園]	子ども課
		9:30	ジュニア駒展表彰式・駒展ギャラリートーク[文化センター]	社会教育課
20	月	19:00	青少年育成委員会研修会[本庁大会議室]	社会教育課
21	火			
22	水		市場割区地区懇談会[]	
23	木	14:00	いのちのWAコンサート[文化センター]	
24	金	10:00	文化財回臨時評議員会[文化センター]	教育長、次長、社会教育課
		15:00	かっぱ館運営委員会[かっぱ館]	教育長、社会教育課
25	土			
26	日	10:30	市民音楽祭[文化会館]	社会教育課長
27	月			
28	火	14:00	定例教育委員会[南庁舎大会議室]	教育委員、教育長、次長、両課長
		18:30	休日部活動の地域移行設立準備会[保健センター大会議室]	教育長、次長、両課
29	水		小町屋区市政懇談会[小町屋公民館]	
30	木			

駒ヶ根市文化財審議会委員の任命について

駒ヶ根市附属機関に関する条例（昭和52年条例第43号）第2条の規定により、下記の者を駒ヶ根市文化財審議会委員に任命する。

令和5年10月 日

駒ヶ根市教育委員会
教育長 本多 俊夫

記

1 氏名等

氏名	住所	分野	継続
倉田文和		歴史	1期

2 任命年月日 令和5年11月1日

3 任 期 令和5年11月1日から令和6年3月31日まで

駒ヶ根市十二天の森整備活用検討委員の委嘱について

駒ヶ根市十二天の森整備活用検討委員会要領第3条2項の規定により、下記の者を駒ヶ根市十二天の森整備活用検討委員に委嘱する。

令和5年10月31日

駒ヶ根市教育委員会
教育長 本多俊夫

記

1 氏名等

氏名	住所	備考
伊藤一幸	■■■■■■■■■■	学識経験者
吉田保晴	■■■■■■■■■■	学識経験者
三原一高	■■■■■■■■■■	十二天の森を守る 会会長
庄司勝美	■■■■■■■■■■	十二天の森を守る 会副会長
坂本裕彦	■■■■■■■■■■	福岡区区長
松原喜久夫	■■■■■■■■■■	南割区区長
下島美恵子	■■■■■■■■■■	幼児教育関係者
吉越秀之	■■■■■■■■■■	学校教育関係者

2 委嘱年月日 令和5年10月1日

3 任期 令和5年10月1日から令和6年3月31日

R5-10 定例教育委員会報告 行事共催等承認申請一覧(専決分報告)

区分	案件番号	行事の名称	団体名	開催日	開催場所	承認	
後援	5-095	伊南子ども劇場映画会「ダ ンシングホームレス」上映 会	伊南子ども劇場	令和5年11月11日(土)	駒ヶ根市文化会館小ホ ール	承認	
後援	5-096	MUSIC CANP	FLAT PLUS PLANNING	令和5年10月14日(土)	与田切公園	不承認	新規
後援	5-097	「わたしたちの街の社会見 学2024年度版」冊子作成・ 寄贈	アド・コマーシャル(株)	2024年4月発行予定	市内小学校	承認	
後援	5-098	ぼっちゃ大会	駒ヶ根ぼっちゃクラブ	令和5年11月26日(日)	農業者トレーニングセン ター	承認	
後援	5-099	長野県弓道連盟上伊那支 部 昇段審査事前講習会	スポ協弓道部	令和5年10月22日(日)	駒ヶ根市弓道場	承認	新規
後援	5-100	結成60周年記念 信濃グラ ンセローズ少年野球教室	駒ヶ根ライオンズクラ ブ	令和6年2月24日(土)	中川村サンアリーナ	承認	新規
後援	5-101	令和5年度 駒ヶ根市MIX9 バレーボール大会	スポ協バレーボール 部	令和5年11月9日(木)	赤穂中体育館・社会体育 館	承認	
後援	5-102	第39回長野県高等学校 邦楽フェスティバル	長野県高等学校文化 連盟邦楽部会	令和5年11月12日(日)	駒ヶ根文化会館 大ホ ール	承認	
後援	5-103	生涯学習セミナー	駒ヶ根モラロジー事務 所	令和5年11月12日(日)	市民交流活性化センター	承認	
後援	5-104	第22回中部日本個人・重奏コ ンテスト高等学校部門長野県大会	長野県高等学校文化 連盟 吹奏楽部会	令和6年1月27日(土)	駒ヶ根市総合文化セン ター	承認	
後援	5-105	焼きたてカフェ(みなこい ワールドフェスタ)	駒ヶ根市広小路商店 街振興組合	令和5年10月29日(日)	広小路商店街(歩行者天 国)	承認	
後援	5-106	歌声喫茶in駒ヶ根	駒ヶ根歌声喫茶実行 委員会	令和5年11月26日(日)	赤穂公民館ホール	承認	
後援	5-107	駒ヶ根マンドリーノ第42回 定期演奏会	駒ヶ根マンドリーノ	令和5年11月18日(土)	駒ヶ根市文化会館 大 ホール	承認	
後援	5-108	第16回山の遊び舎 子育て を考える集い	NPO法人山の遊び舎 はらぺこ	令和6年1月13日(土)	伊那市立産業と若者が 息づく施設 alla	承認	
後援	5-109	第71回上伊那郡縦断駅伝 競走大会	上伊那ケーブルテレビ 協議会	令和5年12月3日(日)	駒ヶ根市役所～辰野町 役場	承認	
後援	5-110	スポ少バレーボール団員 募集	スポ少バレーボール	令和5年10月～	赤穂東小体育館	承認	
共催	5-111	天竜川シンポジウム	特定非営利活動法人 天竜川ゆめ会議	令和5年12月2日(土)	駒ヶ根市市民交流セン ター アルバ3F	承認	
後援	5-112	TSUKEMEN 15th Anniversary SPECIAL!!! Supported by アイダ設計	株式会社Dynamics	令和5年12月10日(日)	駒ヶ根市文化会館 大 ホール	承認	新規
後援	5-113	サンスポーツ駒ヶ根 アクア カーニバル	障がい者スポーツ支 援センター駒ヶ根	令和5年12月10日(日)	看護大学プール	承認	
後援	5-114	第18回駒ヶ根ソフトバレー ボールWINTER交流会(フ リー部門)	駒ヶ根ソフトバレー ボールクラブこまちゃ ん	令和5年11月26日 (日)	赤穂中学校体育館	承認	
後援	5-115	第18回駒ヶ根ソフトバレー ボールWINTER交流会(T部 門)	駒ヶ根ソフトバレー ボールクラブこまちゃ ん	令和5年11月26日 (日)	赤穂中学校体育館	承認	
後援	5-116	イーナJr.ソフトボールクラ ブ体験会	イーナJr.ソフトボール クラブ	令和5年11月3日(金)	伊那西高等学校グラウンド	承認	
後援	5-117	ありがとうの書展vol.8	萌香書道教室	令和6年1月7日(日)	駒ヶ根市立博物館ロビー	承認	

共催 1件
後援 22件
協賛 0件
23件

承認 22件
不承認 1件
協議中 0件
23件

- 1 趣 旨 上伊那地区の社会教育関係者が一堂に会し、社会教育、生涯学習のあり方について研修及び懇談を行うことによって理解を深め、その具体的推進を図る。
- 2 主 催 上伊那市町村教育委員会連絡協議会（主管）
上伊那地区社会教育委員連絡協議会
上伊那公民館連絡協議会
- 3 共 催 伊那市教育委員会、南信教育事務所
- 4 期 日 令和5年 11月17日（金）
- 5 会 場 伊那公民館 伊那市中央5052 TEL 0265-78-3447
- 6 テーマ 「部活動の地域移行と地域の教育力を考える」

7 日程と会場

13:10 13:30 13:45 13:50 14:50 15:05 16:10 16:20

受 付	開 会 行 事 (2階講堂)	全 体 会 【話題提供】60分 (2階講堂)	休 憩	分 散 会 【グループ懇談】65分 (各研修室等)	閉 会 行 事 (各分散会場)
--------	----------------------------	------------------------------------	--------	---------------------------------------	-----------------------------

(1) 開会行事（主催者挨拶 他）

(2) 全体会 話題提供
「部活動の地域移行と地域の教育力を考える」
発表者：飯島町教育委員会教育長 片桐 健 先生

(3) 分散会（グループ懇談）
・実践発表をもとに、特に「地域の教育力」についての意見交換。

(4) 閉会行事（各グループごと、感想記入をする時間含む）

8 参加者

(1) 市町村関係

- ①各市町村教育委員
- ②各市町村社会教育委員
- ③公民館長・公民館主事・社会教育指導員
- ④各市町村教育委員会事務局

(2) 学校職員、PTA関係者、保育士や地域住民、子育て支援に関わる皆さん等

9 参加申込みについて

伊那市・駒ヶ根市は教育委員会または公民館ごとにとりまとめ、他の町村教委・公民館は公民館でまとめ、学校・PTA、その他の団体はそれぞれでまとめて別紙様式にて申し込んでください。

申し込み提出先 [南信教育事務所 生涯学習課 担当：南波]

FAX 0265-76-6859 Eメール namba-shiyuji@pref.nagano.lg.jp

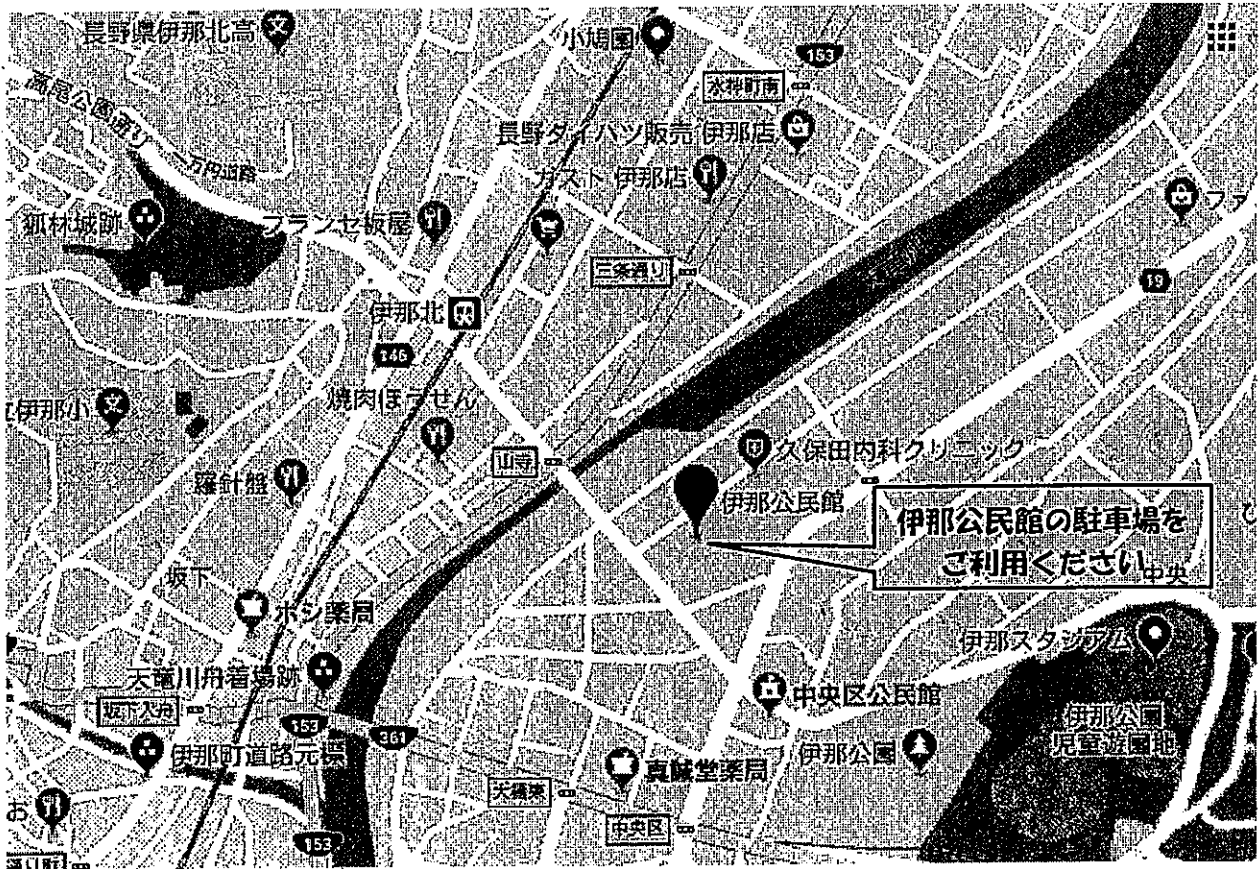
TEL 0265-76-6861

※申し込み締め切り 10月27日（金） [名簿掲載期限]

10 その他

- ・ 参加者各自で飲み物をご持参し、水分補給を適時にお願ひします。
- ・ 分散会のグループ分けについては、当日受付にてご確認ください。
- ・ 全体での懇親会は行いません。

【会場周辺の略図】



休日部活動の地域移行 現在までの進行状況と今後

教育総務係 竹田

1. これまでの取組

(1) 部活動の改編

- ① 赤穂中の硬式テニス部はここ三年間部員がいなかったため廃部。
- ② 赤穂中の男子ホッケー部と女子ホッケー部は一つにしてホッケー部とした。(男女で32名)
- ③ 赤穂中の男子卓球部と女子卓球部は一つにまとめて卓球部とした。(男女で36名)
- ④ 赤穂中のバドミントンは部員の一部がクラブへ移籍した。(部活動は今まで通り活動している)
- ※ 赤穂中では昨年度まで24部活が今年度は21部活になった。(それでも一人顧問は解消できず)

(2) 部活動指導員の配置

- ① 外部指導者が入っている部活動はなるべく外部の指導へ移していく。
- ② 部活動指導員設置要綱の準備する。
- ③ 剣道・新体操・ホッケーには部活動指導員制度を導入。
- ※ 外部指導員は技術的な指導のみを担当する指導委員。
- ※ 部活指導員はH29年から導入された制度で、教員に代わり監督や引率も可能となる指導者。

(3) 部活動指導員制度導入後のヒアリング(部活動指導員・保護者・学校職員からの聞き取り)

- ① 実際に子どもたちの指導を行う立場の方々の意見を聞き、良かった点、改善を要する点の洗い出しを行った。(夏季大会の終了後)
- ② 文化系クラブについても関係者からのヒアリングを進めた。今のところ吹奏楽関係のみ。(受け皿となりうる中核団体が無い難しさがある)

2. 今後のスケジュール

(1) 部活動地域移行協議会の設立

- ① 「部活動地域移行協議会を設立するための準備会」を中体連の夏季大会終了後に開催し、協議会開催の準備を行う。(11月28日開催予定)
- ② 準備会終了後、関係する各団体の代表者による部活動地域移行協議会を立ち上げ、今後の駒ヶ根市の方針を検討する。
- ③ 最終的に目指す方向は総合型クラブになると思われる。すべての種目は難しいかもしれないが、できるところから形を作っていく。(文化部の受け皿となりうるかも検討)

(2) 外部指導者への指導の移行やクラブ化についての相談・調整を行う

- ① クラブとしての活動実績があるところや外部指導者が入っている部活動については、地域移行の可能性を探っていく。

3. その他

- ① 総合型SC設置に向けて準備を始めると同時に、外部指導者や部活動指導員を引き受けてくれる人材の発掘をしていく。
- ② スポーツ少年団、スポーツ協会など各団体へ外部指導者や部活指導員の育成を要請していく。5年～10年はかかると思われる。
- ③ 教員の働き方改革は同時進行で行っていく。東中では今年度、部活サマータイムを導入。年暦と日課の工夫で部活時間を平準化しながら時間外勤務を減らす試み。(6月は平均で-21時間)
- ④ 小中の保護者への説明の機会を取り、部活動の地域移行について情報発信をしていく。(PTA総会や学年PTAなどの機会を活用) 小も中も一緒に考えていく必要がある。

過渡期

改革推進期

R15

準備が整ったところから随時

R4 R5

部活動指導員

外部指導者

地域クラブ

学校職員

専任指導員

部活動地域移行連絡協議会の設立、情報収集、啓発活動、組織等の検討

指導者の確保、入会費の減免、用具の貸与、備品の管理費の負担、保護者の理解の獲得等

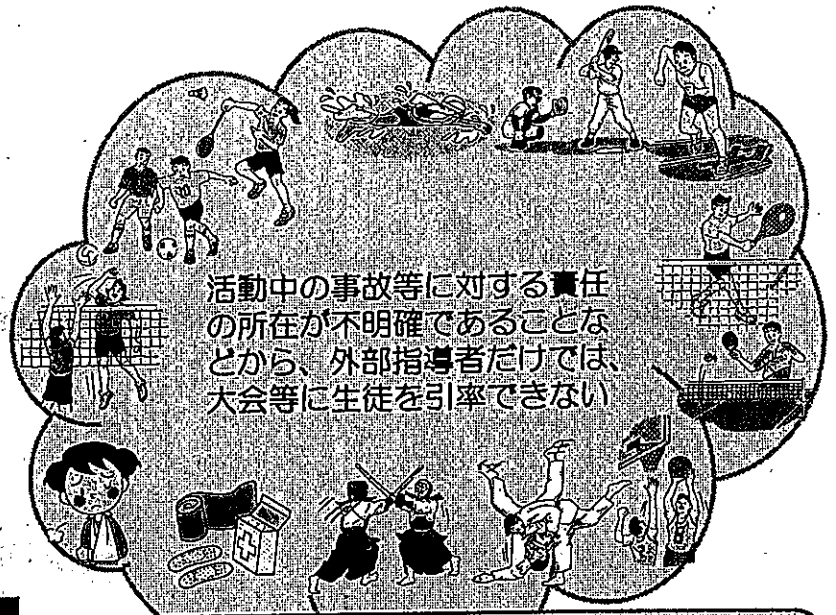
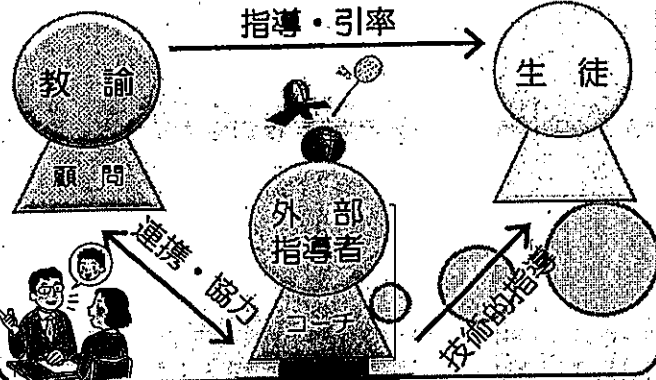
背景

- ▶ 運動部活動については、顧問のうち、保健体育以外の教員で担当している部活動の競技経験がない者が中学校で約46%、高等学校で約41%となっている。*1
- ▶ 日本の中学校教員の勤務時間は参加国・地域中、最長となっている。*2

*1 (公財)日本体育協会「学校運動部活動指導者の実態に関する調査(平成26年)」 *2 OECD「国際教員指導環境調査(TALIS2013)」

外部指導者の活用

外部指導者は、顧問の教諭等と連携・協力しながら部活動のコーチ等として技術的な指導を行う。



部活動指導員の制度化(H29.4.1施行)

中学校、高等学校等において、校長の監督を受け、部活動の技術指導や大会への引率等を行うことを職務とする「部活動指導員」を学校教育法施行規則に新たに規定。

<職務>

実技指導、安全・障害予防に関する知識・技能の指導、学校外での活動(大会・練習試合等)の引率*3、用具・施設の点検・管理、部活動の管理運営(会計管理等)、保護者等への連絡、年間・月間指導計画の作成、生徒指導に係る対応、事故が発生した場合の現場対応等

*3 大会の主催者である中体連や高体連、高野連等において、関係規定の改正等を行う必要がある。

規則等の策定

学校設置者は、身分、任用、職務、災害補償、服務等に関する事項等必要な事項を定めた部活動指導員に関する規則等を策定。

体制の整備

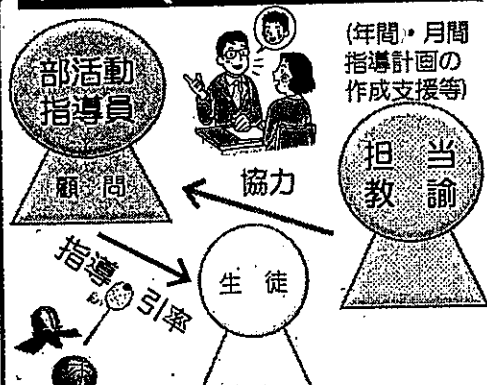
学校設置者及び学校は、部活動指導員に対し、部活動の位置付けと教育的意義等について、事前に研修を行うほか、その後も定期的に研修を行う。

研修の実施

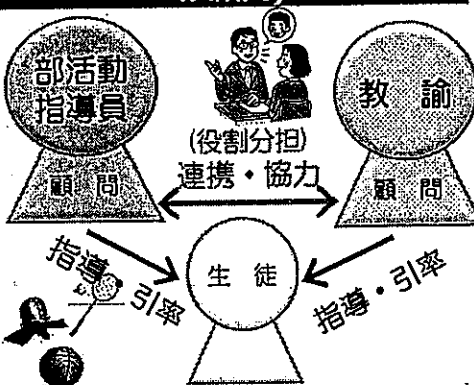
部活動指導員の任用

部活動指導員は、部活動の顧問として技術的な指導を行うとともに、担当教諭等と日常的に指導内容や生徒の様子、事故が発生した場合の対応等について情報交換を行う等の連携を十分に図る。

ケース1 (部活動指導員が顧問)



ケース2 (部活動指導員及び教諭が顧問)



外部指導者の活用 (従来通り)

外部指導者は、顧問の教諭と連携・協力しながら部活動のコーチ等として技術的な指導を行う。

